

盛岡市監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 19 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 菊 池 秀 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は玉山総合事務所である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
玉山総合事務所 総務課，健康福祉課，建設課	平成 26 年 4 月 28 日から同年 5 月 9 日まで
玉山出張所，玉山生活改善センター，玉山健康増進センター	平成 26 年 5 月 8 日

第 2 監査の範囲

平成 25 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 26 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 玉山総合事務所

総務課

【指摘事項】

- 1 備品の管理に当たり、活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例及び緊急時対策等に係るマニュアルが作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 備品の管理に当たり、物品管理点検計画・実施結果報告書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 使用済み用紙の裏面使用に当たり、所管している他団体事務で発生した公印を押印した用紙を再利用していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

健康福祉課

【指摘事項】

- 1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (2) 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例及び緊急時対策等に係るマニュアルが作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

建設課

【指摘事項】

- 1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (2) 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの

【注意事項】

- 1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 所管換えの手続きが行われないうちで使用しているもの
 - (2) 物品管理点検計画・実施結果報告書が作成されていないもの